

租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第11号

租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則（昭和49年岩手県規則第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 優良宅地認定 法第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第15号ハ</u>、<u>第62条の3第4項第15号ハ</u>、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イの規定による優良な宅地の供給に寄与するものである宅地の造成の認定をいう。</p> <p>(2) 優良住宅認定 法第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第16号ニ</u>、<u>第62条の3第4項第16号ニ</u>、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の規定による優良な住宅の供給に寄与するものである住宅の新築の認定をいう。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(優良住宅認定の申請)</p> <p>第4条 優良住宅認定を受けようとする者は、住宅の新築の工事完了後に優良住宅認定申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。ただし、<u>法第31条の2第2項第16号ニ</u>又は<u>第62条の3第4項第16号ニ</u>の規定による認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に当該工事が進ちよくしている場合においては、当該工事完了前においても行うことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(優良住宅認定申請の手続の特例)</p> <p>第4条の2 住宅の新築の工事着手後で、当該工事完了前に<u>法第31条の2第2項第16号ニ</u>又は<u>第62条の3第4項第16号ニ</u>の規定による認定を受けた者で、当該工事完了後に法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号の規定による認定を受けようとするものは、優良住宅認定申請書に、<u>法第31条の2第2項第16号ニ</u>又は<u>第62条の3第4項第16号ニ</u>の規定による認定を受けた旨及び認定番号を記載して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 優良宅地認定 法第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第14号ハ</u>、<u>第62条の3第4項第14号ハ</u>、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イの規定による優良な宅地の供給に寄与するものである宅地の造成の認定をいう。</p> <p>(2) 優良住宅認定 法第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第15号ニ</u>、<u>第62条の3第4項第15号ニ</u>、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の規定による優良な住宅の供給に寄与するものである住宅の新築の認定をいう。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(優良住宅認定の申請)</p> <p>第4条 優良住宅認定を受けようとする者は、住宅の新築の工事完了後に優良住宅認定申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。ただし、<u>法第31条の2第2項第15号ニ</u>又は<u>第62条の3第4項第15号ニ</u>の規定による認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に当該工事が進ちよくしている場合においては、当該工事完了前においても行うことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(優良住宅認定申請の手続の特例)</p> <p>第4条の2 住宅の新築の工事着手後で、当該工事完了前に<u>法第31条の2第2項第15号ニ</u>又は<u>第62条の3第4項第15号ニ</u>の規定による認定を受けた者で、当該工事完了後に法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号の規定による認定を受けようとするものは、優良住宅認定申請書に、<u>法第31条の2第2項第15号ニ</u>又は<u>第62条の3第4項第15号ニ</u>の規定による認定を受けた旨及び認定番号を記載して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない</p>

ない。

(1) [略]

(2) 法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定による認定を受けた後の設計上の変更事項等に関する書類

(3) [略]

(承継)

第11条 優良宅地認定を受けた者の相続人その他の承継人又は優良宅地認定を受けた者から当該宅地の造成区域に係る土地の所有権その他当該宅地の造成を施行する権原を取得した者（法第31条の2第2項第15号ハ又は第62条の3第4項第15号ハの規定による認定にあつては、当該各号に規定する個人又は法人に限る。）は、第9条第1項の規定による優良宅地証明書の交付の申請をするまでの間に限り、知事に届け出て、優良宅地認定に基づく地位を承継することができる。

2 [略]

(土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例)

第12条 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について優良宅地認定（法第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハの規定によるものを除く。以下この条において同じ。）を受けようとする者は、第3条第1項の規定にかかわらず、同法第103条第4項の規定による換地処分の公告後、優良宅地認定申請書を知事に提出しなければならない。

2・3 [略]

別表第2（第4条関係）

書類の種類	明示すべき事項等	縮尺
[略]		
検査済証又はその写し	建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項の規定による検査済証又はその写し（同法第6条第1項の規定による確認を受けなければならない場合に限る。ただし、 <u>法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ</u> の規定による認定の申請を住宅の新築の工事完了前に行う場合	

ない。

(1) [略]

(2) 法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定を受けた後の設計上の変更事項等に関する書類

(3) [略]

(承継)

第11条 優良宅地認定を受けた者の相続人その他の承継人又は優良宅地認定を受けた者から当該宅地の造成区域に係る土地の所有権その他当該宅地の造成を施行する権原を取得した者（法第31条の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハの規定による認定にあつては、当該各号に規定する個人又は法人に限る。）は、第9条第1項の規定による優良宅地証明書の交付の申請をするまでの間に限り、知事に届け出て、優良宅地認定に基づく地位を承継することができる。

2 [略]

(土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例)

第12条 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について優良宅地認定（法第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハの規定によるものを除く。以下この条において同じ。）を受けようとする者は、第3条第1項の規定にかかわらず、同法第103条第4項の規定による換地処分の公告後、優良宅地認定申請書を知事に提出しなければならない。

2・3 [略]

別表第2（第4条関係）

書類の種類	明示すべき事項等	縮尺
[略]		
検査済証又はその写し	建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項の規定による検査済証又はその写し（同法第6条第1項の規定による確認を受けなければならない場合に限る。ただし、 <u>法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ</u> の規定による認定の申請を住宅の新築の工事完了前に行う場合	

	を除く。)	
[略]		

様式第1号(第3条関係)

[略]	[略]
<p>第28条の4第3項第5号イ <u>第31条の2第2項第15号ハ</u> 租税特別措置法 <u>第62条の3第4項第15号ハ</u> 第63条第3項第5号イ 第68条の69第3項第5号イ</p> <p>の規定による優良な宅地の供給に寄与する宅地の造成であることの認定を申請します。</p>	
[略]	

備考1・2 [略]

3 法第31条の2第2項第15号ハ又は第62条の3第4項第15号ハの規定による認定の申請以外の申請の場合には、「都市計画区域の名称」の欄は、記載を要しません。

4 [略]

[略]

様式第3号(第4条、第4条の2関係)

[略]	[略]
<p>第28条の4第3項第6号 <u>第31条の2第2項第16号ニ</u> 租税特別措置法 <u>第62条の3第4項第16号ニ</u> 第63条第3項第6号 第68条の69第3項第6号</p> <p>の規定による優良な住宅の供給に寄与する住宅の新築であることの認定を申請します。</p>	
[略]	

備考1～3 [略]

4 法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定による認定の申請以外の申請の場合には、「都市計画区域の名称」及び「中高層耐火共同住宅の階数」の欄は、記載を要しません。また、法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定による認定の申請のうち、中高層の耐火共同住宅に係る申請以外の申請の場合には、「中高層耐火共同住宅の階数」の欄は、記載を要しません。

5 法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4

	を除く。)	
[略]		

様式第1号(第3条関係)

[略]	[略]
<p>第28条の4第3項第5号イ <u>第31条の2第2項第14号ハ</u> 租税特別措置法 <u>第62条の3第4項第14号ハ</u> 第63条第3項第5号イ 第68条の69第3項第5号イ</p> <p>の規定による優良な宅地の供給に寄与する宅地の造成であることの認定を申請します。</p>	
[略]	

備考1・2 [略]

3 法第31条の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハの規定による認定の申請以外の申請の場合には、「都市計画区域の名称」の欄は、記載を要しません。

4 [略]

[略]

様式第3号(第4条、第4条の2関係)

[略]	[略]
<p>第28条の4第3項第6号 <u>第31条の2第2項第15号ニ</u> 租税特別措置法 <u>第62条の3第4項第15号ニ</u> 第63条第3項第6号 第68条の69第3項第6号</p> <p>の規定による優良な住宅の供給に寄与する住宅の新築であることの認定を申請します。</p>	
[略]	

備考1～3 [略]

4 法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定の申請以外の申請の場合には、「都市計画区域の名称」及び「中高層耐火共同住宅の階数」の欄は、記載を要しません。また、法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定の申請のうち、中高層の耐火共同住宅に係る申請以外の申請の場合には、「中高層耐火共同住宅の階数」の欄は、記載を要しません。

5 法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4

項第16号ニの規定による認定の申請のうち一団の住宅に係る申請の場合には、それぞれの住宅について別紙（別記様式第2）に記載し、「新築住宅の所在地及び名称」、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には、当該一団の住宅の所在地及び名称並びに床面積の合計及び敷地面積を記載してください。また、「住宅の構造」及び「住宅の建築費」の欄は、記載を要しません。

6 既に法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定による認定を受けた住宅に係る法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号の規定による認定の申請の場合には、その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を備考欄に記載してください。

7 [略]

[略]

様式第4号（第7条関係）

[略]

第28条の4第3

第31条の2第2

下記の宅地の造成は、租税特別措置法 第62条の3第4

第63条第3項第

第68条の69第3

項第5号イ

項第15号ハ

項第15号ハ に規定する優良な宅地の供給に寄与するもの

5号イ

項第5号イ

であることについて認定したことを証する。

[略]

様式第5号（第7条関係）

[略]

第28条の4第3

第31条の2第2

下記の住宅の新築は、租税特別措置法 第62条の3第4

第63条第3項第

第68条の69第3

項第6号

項第16号ニ

項第16号ニ に規定する優良な住宅の供給に寄与するもの

6号

項第15号ニの規定による認定の申請のうち一団の住宅に係る申請の場合には、それぞれの住宅について別紙（別記様式第2）に記載し、「新築住宅の所在地及び名称」、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には、当該一団の住宅の所在地及び名称並びに床面積の合計及び敷地面積を記載してください。また、「住宅の構造」及び「住宅の建築費」の欄は、記載を要しません。

6 既に法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定を受けた住宅に係る法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号の規定による認定の申請の場合には、その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を備考欄に記載してください。

7 [略]

[略]

様式第4号（第7条関係）

[略]

第28条の4第3

第31条の2第2

下記の宅地の造成は、租税特別措置法 第62条の3第4

第63条第3項第

第68条の69第3

項第5号イ

項第14号ハ

項第14号ハ に規定する優良な宅地の供給に寄与するもの

5号イ

項第5号イ

であることについて認定したことを証する。

[略]

様式第5号（第7条関係）

[略]

第28条の4第3

第31条の2第2

下記の住宅の新築は、租税特別措置法 第62条の3第4

第63条第3項第

第68条の69第3

項第6号

項第15号ニ

項第15号ニ に規定する優良な住宅の供給に寄与するもの

6号

<p>項第6号</p> <p>として認定したことを証する。</p> <p>[略]</p> <p>様式第6号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">第28条の4第3項第5号イ 第31条の2第2項第15号ハ</p> <p>租税特別措置法 <u>第62条の3第4項第15号ハ</u> の規定によ</p> <p style="text-align: center;">第63条第3項第5号イ 第68条の69第3項第5号イ</p> <p>る 年 月 日付け第 号の宅地造成につき、認定</p> <p>の内容に適合している旨の証明を申請します。</p> <p>[略]</p>	<p>項第6号</p> <p>として認定したことを証する。</p> <p>[略]</p> <p>様式第6号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">第28条の4第3項第5号イ 第31条の2第2項第14号ハ</p> <p>租税特別措置法 <u>第62条の3第4項第14号ハ</u> の規定によ</p> <p style="text-align: center;">第63条第3項第5号イ 第68条の69第3項第5号イ</p> <p>る 年 月 日付け第 号の宅地造成につき、認定</p> <p>の内容に適合している旨の証明を申請します。</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則（以下「改正後の規則」という。）様式第1号、様式第3号及び様式第6号は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書について適用し、施行日前に提出した申請書については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則様式第4号及び様式第5号は、施行日以後に交付する認定書について適用し、施行日前に交付した認定書については、なお従前の例による。